

避難確保計画に関する 届出について

危機管理室

○避難確保計画とは

- **水害**や**土砂災害**が発生するおそれのある場合における**要配慮者利用施設**利用者の円滑かつ迅速な**避難の確保**を図るために必要な事項を定めた計画
- 要配慮者利用施設の定義
高齢者、障がいのある方、**児童**や**乳幼児**など防災上配慮を必要とする方が利用する施設
- 計画作成の対象となる施設
洪水浸水想定区域（水防法）にある施設
土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）にある施設

○施設の義務

- 避難確保計画の作成
- 作成した避難確保計画の報告
- 避難確保計画に基づく訓練の実施
- 訓練の実施報告

○計画提出率及び訓練実施率

	計画提出率	訓練実施率
認可外保育施設	70%	30%
姫路市全対象	78%	36%
兵庫県	83%	
全国	88%	

○避難確保計画の作成

- 水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、利用者の円滑かつ迅速な**避難の確保**を図るために必要な**防災体制**や**訓練**などに関する事項を定めた計画

(参考) <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004087.html#index-1-65>

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者**等の皆さまが**主体的**に作成いただくことが重要
- 避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効
- 報告方法
持参、郵送、メール (kikikanri@city.himeji.lg.jp)

○避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。（原則として**年1回以上**実施しましょう）
- 訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の**見直し**を行う。
- 報告方法

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=hinannkakuhokunnrenn>



※訓練実施後、1週間程度で報告

○市町村長の助言・勧告

- 避難確保計画や避難訓練に関して市町村から必要な**助言・勧告**を受けることができる。

- 問い合わせ先

危機管理室 庶務・災害対策担当

〒670-0940

姫路市三左衛門堀西の町3番地

姫路市防災センター5階 姫路市危機管理室

079-223-9595 mail : kikikanri@city.himeji.lg.jp